

令和6年2月8日

養父市公の施設指定管理者制度運用会議

座長（副市長） 今井久雄様

養父市氷ノ山国際スキー場
指定管理者候補者選考部会
部会長 細田誠也

養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者候補者選考部会の評価結果について

令和6年2月8日に開催した「養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者候補者選考部会」において、指名業者から提出のあった書類等の審査及び評価を実施した結果について、下記のとおり報告します。

記

養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者候補者選定基準に基づき審査した結果、合格点に達していることから、募集要項に基づく事業計画を策定し、展開していくことが可能である「株式会社MEリゾート但馬」を候補者として選定したことを具申します。

【添付資料】

養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者候補者選考部会審査結果表

養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者候補者選考部会の結果

養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者候補者の選定にあたり、指名団体から提出された提案書等を審査するため、「養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者候補者選考部会」において審査を実施した。

なお、審査にあたっては、透明性と公平性の視点で行うことに留意した。

【審査経過】

- ・ 申請書類等提出 令和6年2月6日
指名型のため1者のみの提出
- ・ 第1次審査 令和6年2月8日
事務局による審査（資格審査及び書類審査）
- ・ 第2次審査 令和6年2月8日
選考部会による審査（提案内容等の審査）

【審査方法】

提案内容等の審査は、「養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者候補者選定基準」に基づき行った。

なお、審査項目は以下のとおりである。

1 基本的な考え方

- (1) 申請に至った経緯・動機について
募集の趣旨と団体の方針・メリットについて
- (2) 安定経営のコンセプトについて
現状認識と経営改善のポイントについて
- (3) 環境への配慮について
国定公園内における環境に配慮されているか

2 事業計画

- (1) 雇用の確保について
従業員確保の計画
- (2) 地域貢献について
市民利用者確保の計画（公共施設としての役割）について
- (3) 都市との交流について
養父市の魅力発信と交流人口増加への影響について

3 管理業務

(1) 人員体制等について

人員配置、雇用、資格者、研修体制等及び予算について

(2) 安全確保について

索道やコースなどの安全管理及び危機管理体制について

(3) その他

個人情報保護、セルフモニタリング体制等

【評価点結果】

提 案 者	評価点
株式会社MEリゾート但馬	81.2 点

【講評】

第1次審査では、候補者である「株式会社 ME リゾート但馬」が申請要件を満たした団体であるか、提出された書類に不備がないか等を審査したところ、特段問題はなかったため「適合」としています。

第2次審査では、事業計画の内容について審査したところ、候補者は、これまで指定管理者として施設管理してきたことにより、実情を把握しており、当該施設の役割を十分に理解した上での提案となっているほか、施設運営に関する情報や利用促進につなげる施策を把握しており、現状や課題等を踏まえた効率的かつ地域に根差した観光施設運営が期待できることから、利用者目線による施設の維持管理は十分に可能と判断できます。

また、候補者の得点が「81.2点」であり、各項目の評価点も6割を超える内容であったことから「適合」と判断しています。

以上のことから、総合的に審査した結果、候補者を指定管理者候補者とすることを具申します。

【選考部会名簿】

氏名	所属(職)	備考
細田 誠也	養父市産業環境部長	部会長
岡 和昭	養父市産業環境部次長兼農林振興課長	
田村 亘	養父市産業環境部商工観光課長	
小林 憲斗	養父市産業環境部商工観光課 主査	
小村 亮太	養父市産業環境部商工観光課 主事	

令和6年2月8日

養父市氷ノ山国際スキー場
指定管理者候補者選考部会
部会長 細田 誠也

養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者

1次審査及び書類審査

申請者:株式会社MEリゾート但馬

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。	適・否
2	市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体であること。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び養父市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない者であること。	適・否
4	会社更生法(平成14年12月13日法令第154号)に基づき更生手続きの申立をしている者又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者でないこと。	適・否
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者であること。	適・否
6	国税及び地方税に滞納がない者であること。	適・否
7	申請資格に記載する管理運営に必要な資格を有する者を確保できること。	適・否
8	提出書類を満たしていること。募集要項の内容を満たしていること。	適・否

審査結果	以上、総合的に判断し、適合と認める
------	-------------------

令和6年2月8日

養父市氷ノ山国際スキー場

指定管理者候補者選考部会

部会長 細田 誠也

養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者

2次審査 審査点集計表

申請者:株式会社MEリゾート但馬

審査項目及び審査基準			配点	申請者	
				平均点	得点
1 基本的な考え方	申請に至った経緯・動機について	募集の趣旨と団体の方針・メリットとの整合について ⇒公の施設を管理運営するにふさわしい理念、社会貢献に対する考え方が示されているか	5	4.2	4.2
	安定経営のコンセプト	現状認識と経営改善のポイントについて ⇒施設の利用促進を図り、交流人口を増やすための提案がなされているか	15	3.8	11.4
	環境への配慮について	国定公園内における環境に配慮しているか ⇒施設の利用促進を図り、交流人口を増やすための提案がなされているか	5	3.2	3.2
小計			25		18.8
2 事業計画	雇用の確保について	従業員確保の計画 ⇒従業員の雇用にあたり、養父市民の割合が80%以上となっているか	15	4	12
	地域貢献について	市民利用者確保の計画（公共施設としての役割）について ⇒養父市民が利用しやすい施設となっているか	10	4.6	9.2
		地域住民や地域団体と連携した事業の実施 ⇒地域住民や地域団体と連携した事業が計画されているか	10	3.8	7.6
都市との交流について	養父市の魅力発信と交流人口増加への影響について ⇒都市部住民の誘客策が計画されているか	15	4.6	13.8	
小計			50		42.6
3 管理業務	人員体制等について	人員配置、雇用、資格者、研修体制等及び予算について ⇒業務運営に必要な資格を持った人材・予算が確保できているか	5	4	4
	安全確保について	索道やコースなどの安全管理及び危機管理体制について ⇒安全管理規定及び事故報告体制は整っているか	15	4	12
	その他	個人情報保護、セルフモニタリング体制等 ⇒個人情報の保護対策やセルフモニタリングについての具体案はあるか	5	3.8	3.8
小計			25		19.8
合計			100		81.2

※評価点が6割を超えない場合は、選定外とします。

養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者募集要項(指名型)

養父市氷ノ山国際スキー場の指定管理者(管理運営を実施する団体)を募集します。

1 対象施設の概要

① 名称

養父市氷ノ山国際スキー場

② 所在地

兵庫県養父市奈良尾 509 番地

③ 施設及び備品の概要

別紙のとおり

④ 設置目的

養父市の豊かな森林資源を有効活用し、スポーツ、レクリエーション及び地域産業の振興を図るため。

2 指定期間

令和6年8月1日から令和9年7月 31 日までの3年間とします。

なお、期間満了後は、市との協議の上再指定することを可能とします。

3 指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲

(1)管理基準

養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例、同規則に基づく現行管理基準は次のとおりです。また、施設の利用時間や休業日については指定管理者の創意工夫に基づく積極的な提案を求めています。

① 利用期間

4月1日から翌年3月 31 日までとします。

ただし、令和6年度は8月1日から翌年3月31日までとし、令和9年度は4月1日から7月31日までとします。

② 使用時間

午前8時 30 分から午後5時までとします。

ただし、所定の手続きを経て、使用時間の変更をすることができます。

③ 臨時休業日

下記の事由による場合は、事前に市の承認を得た上で、施設の一部の利用を制限し又は施設全部を休業することができます。

- ・気象条件等により利用者に危険が及ぶ恐れがある場合
- ・各種設備機器等の保守点検、修繕を行う場合
- ・その他、指定管理者に合理的な理由がある場合

④ 目的外使用について

指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機等の設置を行う場合、その他、施設の設置目的又は用途以外に施設を使用するときは、事前に市と協議を行い、目的外使用の許可を得るものとします。

その他、指定管理者以外の者から目的外使用許可の申請があった場合については、速やかに市へ引き継いでください。

⑤ 業務の実施を通じて知り得た情報(守秘義務)

指定管理者、もしくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用することはできません。また、指定管理者の事業期間が満了し、または事業契約が取り消され、もしくは従事者の職務を退いた後においても同様とします。

⑥ 災害発生時の指定管理者の対応について

- ・災害が発生した場合は施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めること。
- ・施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大の防止を図ること。
- ・施設及び周辺の状態を把握し速やかに市に報告すること。

(2)業務の範囲

養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例、同規則に基づく指定管理者の業務の範囲は次のとおりです。

① 条例第3条に規定する業務

- ・スポーツ及びレクリエーションのための施設の利用に関すること。
- ・教育文化の向上のための施設の利用に関すること。
- ・前2号に掲げるもののほか、スキー場の目的を達成するために必要な業務。

② 条例第8条に規定する業務

- ・スキー場の利用及びその制限に関する業務。
- ・スキー場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務。
- ・スキー場の維持管理に関する業務農村公園の利用及びその制限に関する業務。

③ その他施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市が必要と認める業務

(3)具体的業務内容

- ① 指定管理者は、養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例、同施行規則に従い、当施設の利用受付業務を行います。
- ② 指定管理者は、養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例及び同施行規則に従い、利用の許可を行い、定められた施設利用料等を徴収します。
- ③ 指定管理者は、利用の許可を受けた利用者に対し、施設及び付帯する設備、備品等を貸し出します。
- ④ 指定管理者は、電話等での各種問合せへの対応を行うとともに、施設利用者に対して必要な対応を行います。
- ⑤ 指定管理者は、施設利用者に対して施設利用方法等の案内を行います。
- ⑥ 施設不具合や施設利用に対する意見、要望などへの対応を行います。
- ⑦ 施設内での拾得物を管理し、必要な場合には警察に届けます。
- ⑧ 指定管理者は、催事情報等を知らせる案内表示を行い、施設情報を利用者へ提供します。また、情報発信地として関係施設等のパンフレット類を設置し利用者の利便に供します。
- ⑨ 近隣施設、団体等と連携した施設運営を行います。

(4)管理運営費用について

指定管理者が実施するリフト整備等の整備費については指定管理料から支出することとし、管理運営経費については利用料金、その他の収入から支出することになります。

① 施設及び備品の修繕

指定管理者が全て負担するものとします。ただし、1件当たりの見積金額が500千円以上の修繕は市が負担することとします。なお、1件とは複数の修繕箇所があっても、同一の事由により同時に発生したと判断できるものも含めます。

② 備品の扱い

- ・ 市は事業期間中において、指定管理者に当施設の備品を無償で貸与します。
- ・ 指定管理者は、事業期間中、備品を常に良好な状態で管理してください。指定管理者の故意又は過失により備品が利用できなくなった場合は、指定管理者の負担で当該備品の処分及び同等備品を再調達することとします。
- ・ 備品が経年劣化等により利用に供することができなくなった場合、市と協議の上、必要に応じて市が同等備品を購入します。なお、市が認めた場合は指定管理者が購入することも可能とし、この場合は指定管理者に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者は、施設の管理運営上、必要があると認められる備品について、市と協議の上、備品を購入することができます。この場合、指定管理者に帰属するものとします。

③ その他市が費用負担するもの

- ・ 建物共済保険
- ・ 施設借地料

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。また、その他一部の業務の再委託については、事前に市長の承認を得なければなりません。

4 要求水準

指定管理者は、施設を有効かつ効率的に活用し、質の高いサービスを提供するものとします。また、以下に示す要求水準は、市が指定管理者に要求するサービス水準並びに具体的な指針を示すものであり、市が要求するサービスの最低水準です。

指定管理者は、要求水準として具体的な仕様のある内容について、これを遵守して提案を行うものとし、利用者の意見及び要望等を適切に管理運営に反映し、新たな事業を展開するなどサービスの向上に努めるものとします。また、要求水準として具体的な特記仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を發揮した提案を行うものとします。

(1) 事業運營業務及び施設の達成目標

指定管理者が行う運營業務の達成目標は、次のとおりとします。

項目	内容	目標数値
地域貢献	◆市民の雇用確保 本業務に係る新たな雇用に占める市民の割合	80%
	◆地域との連携 地域住民や地域団体と連携した事業の実施回数	1回以上
施設の活用	◆施設利用者数の確保	25,000人

	施設利用延べ人数	
--	----------	--

(2) 運營業務体制・維持管理業務

指定管理者は、管理運營業務を適正に実施するため適正な職員を配置し、職員の勤務形態は当施設の運営に支障がないように定めるものとします。

- ① 運營業務の全体を総合的に把握するとともに、業務の調整を行う総括責任者を配置することとします。
- ② 施設の管理運営に必要な資格を有する者を置くこととします。
- ③ 各業務の責任体制を確立し、業務の開始前に市に届け出ることとします。また、責任体制を変更した場合も同様とします。
- ④ 各業務において責任者を配置し、業務を把握することとします。ただし、各業務の責任者の常駐は不要であり、また、総括責任者または各業務の責任者は兼務することも可とします。
(施設営業時間中においては、総括責任者又は業務の責任者が1人以上常駐することを想定します。)
- ⑤ 職員に対し、研修を実施し運營業務の遂行に必要な知識と技術の習得に努めることとします。
- ⑥ 施設は常に清潔に保ち、衛生環境に配慮することとします。
- ⑦ 利用者対応は、迅速かつ親切で的確な対応を行うこととし、身体障害者・高齢者等に対しては十分な配慮を行うこととします。

(3) 提出書類

- ① 指定管理者は、毎年度の運營業務の実施に先立ち、毎年3月10日までに実施体制、実施工程等必要な事項を記載した事業計画書を市に提出し、市の承認を得てください。なお、事業計画書の書式及び記載内容は、市と協議・調整の上、決定するものとします。
- ② 指定管理者は、半期毎に業務報告書を作成し、該当半期終了後10日以内に市に提出してください。また、各年度の終了後1か月以内に事業報告書を市に提出してください。
- ③ 指定管理者は、毎日、日報を作成し、毎月、利用状況報告書と併せて市に提出してください。なお、報告書及び事業報告書、利用状況報告書の書式及び記載内容は、市と協議・調整の上、決定するものとします。

(4) セルフモニタリング

指定管理者は、施設利用者からの意見・要望の聴取を行うなど、施設運営への利用者ニーズの反映に努めてください。また、施設の適切かつ良好な管理運営及びサービス向上の観点から、セルフモニタリングを実施するとともに自己評価を行い、その報告書を毎月の利用状況報告書と併せて市に提出してください。

(5) その他、業務に付随する事項

- ① 市は指定管理者に対して、運営期間中、当施設の運營業務について、随時その説明を求め、また、当施設においてその運営状況を事業者立会の上で確認することができます。また、指定管理者は、管理運営状況その他についての説明及び市による確認の実施について、最大限の協力を行うものとします。
- ② 前項に規定する説明又は確認の結果、運営状況が事業計画書の内容を逸脱していることが判

明した場合、市は事業者に対してその是正を勧告するものとします。この場合、勧告後速やかに対応を行った後、10日以内に事業者は市に対して当該勧告に対する対応状況を報告してください。

(6) 急病等への対応

指定管理者は、当施設の利用者等の急な病気、けが等にも対応できるよう、救急薬品等を備えるとともに近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行ってください。また、AED(自動体外式除細動器)について、必要時に対応できるように使い方等をマスターしてください。

(7) 緊急事態への対応

指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ緊急事対応マニュアルを作成し市に報告するとともに職員を指導してください。

(8) 市への報告と市からの指示

指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに市に報告するとともに、その指示に従ってください。

- ① 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。
- ② 災害その他の事故により、施設にかかる市の財産に支障が生じたとき。
- ③ 施設の利用を中止する必要があるとき。
- ④ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

(9) 引継ぎ事務

指名型のため省略

5 リスク分担及び賠償責任保険の加入について

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は以下のとおりです。また、これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものであり、下記事項以外や疑義が生じた場合は双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No	種 類	リスクの内容	負 担 者	
			市	指定管理者
1	物価	物価変動による人件費、物品等経費の増		○
2	金利	金利の変動による経費の増		○
3	施設・設備・備品等の 損傷	1件あたりの見積金額(消費税込額)が50万円未満の施設の維持修繕		○
		経年劣化によるもので上記以外のもの	協 議	
		指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
		上記以外の施設・設備・物品等の損傷	協 議	
4	資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
		第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	

5	債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
		指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
6	要求水準不適合	協定により定めた管理運営サービスの要求水準に不適合		○
7	書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
8	管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○ 市が求債権を行使
		騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ 市が求債権を行使
		市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費の負担	○	
		上記以外の場合		両者の協議による
9	不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又は臨時休業		両者の協議による
10	需用変動	利用者数の変動等		○
		インフレ、デフレ、及び公共料金の変動		○
11	計画変更	市及び市議会での方針転換又は行政的理由により増加経費の負担	○	
		上記以外の場合		○
12	運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
		市側の要因による運営費用の増大	○	
13	施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
14	個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏えいし、又はこれに伴い犯罪が発生		○
15	事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う徴収費用		○

※ 上記以外のごときで疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めるものとします。

※ 指定管理者は、利用者の事故等に伴う損害賠償について必要な傷害保険及び賠償責任保険に加入することとします。

補償内容

種 類	補償内容
補償保険 (身体賠償)	・死亡 500 万円 ・後遺障害 15～500 万円 ・入院 2～30 万円 ・通院 0.5～12 万円
賠償責任保険 (身体・財物賠償)	・身体賠償 1人につき2億円 ・財物賠償 1事故 1 億円

6 関係法令等の遵守

施設の管理運営にあたって、次に掲げる法令を遵守すること。

- ① 地方自治法、同施行令ほか行政関係法令
- ② 市の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、同施行規則
- ③ 養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例、同施行規則
- ④ 個人情報の保護に関する法律及び養父市個人情報の保護に関する法律施行条例、同条例の施行に関する規則

- ⑤ 養父市情報公開条例、同施行規則
- ⑥ その他関係法令等

7 利用料金及び指定管理料等に関する事項

(1)利用料金制度

本件は、地方自治法第244条の2第8項及び養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例第9条の規定による利用料金制度を適用します。なお、利用料金の設定又は変更にあたっては、市長の事前承認が必要となります。

(2)指定管理料

- ① 指定管理者は、指定管理料により、リフト整備等の整備を、適切かつ良好に行うものとします。
- ② 指定管理料の支払い時期、金額及び支払方法等は、別途協定書で定めます。

(3)自主事業等による収入

指定管理者が行う自主事業については、その事業収入を指定管理者の収入とすることができません。

(4)会計年度等

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までを基準とします。

8 指定管理者の経理の方法

(1)区別会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けるとともに、施設の収支を明確にしてください。

※ 指定管理者は、法人等にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性があるため、市と協議の上、市役所税務課にお問い合わせください。なお、法人税・消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については県税事務所へお問い合わせください。

(2)管理口座

経費及び収入は、原則団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

9 申請手続等

(1)申請書類等の提出方法

事務局から書類を入手し、事務局へ直接提出もしくは郵送により提出してください。(FAX等による送付、受付はいたしません。)

申請受付期間は、令和6年2月2日(金)から令和6年2月6日(火)までとします。また、募集要項等の配布及び申請の受付時間は、午前9時から午後5時(令和6年2月3日(土)から令和6年2月4日(日)までを除く)までとします。なお、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「指定管理者指定申請にかかる必要書類一覧」及び「様式集」のとおりです。

- ※ 原本1部、副本1部提出してください。
- ※ 書類はすべてA4サイズで統一してください。
- ※ 提出いただいた書類の返却はいたしません。
- ※ 法人以外の団体にあたっては、相当する書類を提出してください。

(3) 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- ① 個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- ② 市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4及び養父市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者であること。
- ⑥ 国税及び地方税に滞納がない者であること。

(4) 質問の受付

募集要項及び管理基準等の内容に関する質問を受付します。

- ① 受付期間 令和6年2月2日(金)から令和6年2月6日(火)まで
- ② 受付方法 指定管理者質問票(様式8)に必要事項を記入の上、EメールまたはFAXにて提出してください。(窓口および電話での質問には応じられません。)
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、申請書類を提出されたすべての団体にEメールにて回答いたします。なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については回答しない場合がありますのでご了承ください。

(5) 指定管理者指定の申請にかかる留意事項

- ① 指定管理者の申請にあつては、条例及び施行規則を熟知した上で申請してください。
- ② 申請書類等に虚偽の記載があった場合には失格となる場合があります。
- ③ 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。
- ④ 申請者名、申請者数、申請者から提出された書類は、申請受付期間中は非公開とし、提出された事業計画書や管理運営費などの根幹にかかわる書類の変更は原則として認めません。また、申請者1団体につき、事業計画書は1組とします。
- ⑤ 提出された申請書類は、審査のため委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 市は、指定管理候補者に選定された団体の申請書類を議会審議の目的で養父市議会に提出することができます。また、選定されなかった団体の申請書類は申請者の同意を得た範囲にお

いて養父市議会に提出することがあります。これらの場合、市は申請書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

- ⑦ 選考部会及び事務局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑧ 事務局が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ⑨ 申請者予定者及び申請者が選定委員会委員及び関係市職員と本件について正当な行為以外で接触することを禁じます。
- ⑩ 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ・資金事情の悪化により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - ・著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑪ 指定管理期間開始日までに、人員の確保等ができず営業が困難な場合、指定を取り消すとともに損害賠償を請求する場合があります。

10 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効率的、効果的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定します。

(2) 審査方法

審査は、市職員で構成する選考部会(以下、「選考部会」という。)又は外部有識者を含めた本件に係る指定管理者選定委員会において非公開で行います。

提出された申請書の審査については、申請資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と第1次審査を通過した申請者について、第2次審査を行います。

(3) 審査項目

① 第1次審査(資格審査及び書類審査)

次の審査項目について、「選考部会」が審査し、不適合であれば失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。	適・否
2	市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体であること。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び養父市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない者であること。	適・否
4	会社更生法(平成14年12月13日法令第154号)に基づき更生手続きの申立をしている者又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者でないこと。	適・否
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者であること。	適・否
6	国税及び地方税に滞納がない者であること。	適・否
7	申請資格に記載する管理運営に必要な資格を有する者を確保できること。	適・否

8	提出書類を満たしていること。募集要項の内容を満たしていること。	適・否
---	---------------------------------	-----

※ 第2次審査以降、協定成立までに上記審査項目の不適合に該当した場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

② 第2次審査

第1次審査を通過した申請者について、次の審査項目の観点から審査します。

審査項目	内 容	配 点	
1 基本的な考え方			
申請に至った経緯・動機について	募集の趣旨と団体の方針・メリットとの整合について	5	25
安定経営のコンセプト	現状認識と経営改善のポイントについて	15	
環境への配慮について	国定公園内における環境への配慮について	5	
2 事業計画			
雇用の確保について	従業員確保の計画	15	50
地域貢献について	市民利用者確保の計画（公共施設としての役割）について	10	
	地域住民や地域団体と連携した事業の実施	10	
都市との交流について	養父市の魅力発信と交流人口増加への影響について	15	
3 管理業務			
人員体制等について	人員配置、雇用、資格者、研修体制等及び予算について	5	25
安全確保について	索道やコースなどの安全管理及び危機管理体制について	15	
その他	個人情報保護、セルフモニタリング体制等	5	
計		100	

(4) 採点方法及び選定基準

- ① 本件の審査は、選定委員会設置規定に基づいて行います。
- ② 採点は、各審査員が各評価項目を5段階評価し、その平均評価点が配点に応じて得点となります(小数点2位以下四捨五入)。※[数式]平均評価点÷5×配点＝得点
- ③ 選定基準は、合計点が60点を超え、かつ、各評価項目の平均評価点が「2.5以上」とします。
- ④ 別途、補足資料の提出を求める場合があります。

(5) 指定管理者候補選定

選考部会又は選定委員会は第1次及び第2次審査の結果、指定管理者候補を選定し、市長による指定管理者候補者の決定を受けます。

(6) 審査結果の通知

審査結果通知は全申請団体へ郵送にて行います。なお、グループで申請した場合はグループの代表団体宛に郵送します。

11 協定の締結

指定管理者の選定後、指定管理業務に関し(仮)基本協定書を締結します。

12 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ① 募集要項の公表・配布 | 令和6年2月2日(金) |
| ② 申請書類の受付期間 | 令和6年2月2日(金)～令和6年2月6日(火) |
| ③ 第一次審査(資格審査等) | 令和6年2月8日(木) |
| ④ 第二次審査(提案内容等の審査) | 令和6年2月8日(木) |
| ⑤ 候補者選定結果の通知・公表 | 令和6年2月中旬 |
| ⑥ 基本協定の(仮)締結 | 令和6年2月中旬 |
| ⑦ 市議会へ指定議案を上程 | 令和6年3月上旬 |
| ⑧ 指定の通知 | 令和6年3月下旬(議会議決後) |
| ⑨ 年度協定の締結、業務開始 | 令和6年8月1日 |

※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

13 その他注意事項等

(1) モニタリング

市は、施設の効率的・効果的な管理運営及びサービス向上の観点から、定期的に書類や現場のモニタリングを実施し、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、改善措置を講ずる等の指導を行います。

(2) 指定の取消し等

市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の設定を取り消し、又は業務の全部もしくは一部を停止させ、支払った経費の全部もしくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができます。

- ① 関係法令、条例、規則、本要項又は協定に基づく養父市長の指示に従わないとき。
- ② 関係法令、条例、規則、本要項又は協定に違反したとき。
- ③ 指定管理者として指定を受ける際の申請資格に不適合となったとき。
- ④ 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- ⑤ 市が実施するモニタリングの結果、地域振興の目的基準に満たない場合、また、指定管理者の業務が本要項に規定した内容、並びに協定基準を満たさないと判断した場合、是正勧告を行い、同勧告を行っても改善がみられない場合。

(3) 事業の継続が困難となった場合

協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めない事象が生じた場合、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しができるものとします。

なお、指定を取り消される指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運

営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。また、指定を取り消される指定管理者が次期指定管理者に対する引継ぎを適切に行わない事由により、市に負担が生じた場合は、その負担分は取り消しを受ける指定管理者に対して求償するものとします。

② その他の理由により事業の継続が困難となった場合

災害やその他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰す事ができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面により通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(4) 立ち入り検査

市は指定管理者に対して、業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査又は必要な指示を行います。

また、養父市監査委員は、指定管理者に対して、出納その他の事務の執行に関して監査することができます。

(5) 注意事項

- ① 施設が公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体及び個人に有利又は不利となる運営をしないこと。
- ② 市民、関係団体、官公庁等と連携を図った事業運営を行うこと。
- ③ 地域の振興、活性化に資するような運用に配慮すること。
- ④ 市の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、従業員に周知徹底すること。
- ⑤ 緊急対応、防犯対策など危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知徹底すること。
- ⑥ 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定を作成するときは、養父市と協議して行うこと。
- ⑦ 業務に必要な各種規定がないときは、市の諸規定に準じて、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。
- ⑧ 指定管理者は、この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。
- ⑨ 市の政策、施策、事業には協力すること。
- ⑩ 従業員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行ができるよう適切な研修を実施すること。また、待遇や運営に必要な研修を随時実施すること。
- ⑪ その他、要項及び仕様書に記載の無い事項については市と協議を行うこと。

14 添付資料

(1) 指定管理者指定申請にかかる必要書類一覧

(2) 様式集

- ① 養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者指定申請書 (様式1)
- ② 指定管理者指定申請書にかかる誓約書 (様式2)
- ③ 団体概要書 (様式3)

- ④ 指定管理に関する事業計画書（様式4）
- ⑤ 職員・従業員配置調書（様式5）
- ⑥ 個人情報保護や情報公開の取扱（様式6）
- ⑦ 指定管理者質問票（様式8）

15 問い合わせ先及び書類の提出先

【事務局】養父市産業環境部 商工観光課

〒667-0198 兵庫県養父市広谷 250 番地1

電 話:079-664-0285 / FAX:079-664-2528

E-mail:shoukougankou@city.yabu.lg.jp

別紙

1. 管理施設

○滑走エリア : 約27ha (下山コースを含む。)

○リフト

No.	リフト名	構造	距離	乗車数	備考
1	氷ノ山国際 旧ビギナーリフト	単線循環式	351.17m	1人	
2	氷ノ山国際 新ビギナーリフト	単線循環式	394.83m	2人	
3	氷ノ山国際 パノラマトリプルリフト	単線循環式	813.55m	3人	
4	氷ノ山国際 ロマンスリフト	単線循環式	637.65m	2人	
5	氷ノ山国際 チャレンジリフト	単線循環式	427.46m	1人	
6	ファミリーペアリフト	単線循環式	346.97m	2人	

○建 物

No.	建 物 名	構造	延床面積	備考
1	管理棟(リフト基点基地)	鉄骨造2階建	86 m ²	
2	休憩棟(セントラルロッジ逆水)	木造2階建	516 m ²	
3	休憩棟(スマイルハウス)	木造平屋建	195 m ²	

○駐車場

No.	場 所	駐車台数	面 積	備 考
1	登行リフト基点基地	約65台	1,480 m ²	
2	新登行リフト	約430台	10,000 m ²	

○降雪機

No.	場 所	構造	数 量	備 考
1	パノラマゲレンデ内	手動式	16機	20基まで設置可能

(様式1)

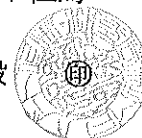
養父市氷ノ山国際スキー場指定管理者指定申請書

令和 6 年 2 月 6 日

養父市長 広瀬 栄 様

申請者 住 所 兵庫県養父市丹戸896番地2
名 称 株式会社 MEリゾート但馬

代表者氏名 一ノ本 智毅



次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	ふりがな 氏 名	株式会社 MEリゾート但馬			
	所 在 地	兵庫県養父市丹戸896番地2 電話 079 - 667 - 3320			
	代 表 者	ふりがな 氏 名	一ノ本 智毅	職名	代表取締役
		住 所	兵庫県養父市丹戸896番地2 電話 079 - 667 - 3320		
種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人(種類 株式会社) <input type="checkbox"/> 法人以外の団体				
管理を行おうと する施設の名称	養父市氷ノ山国際スキー場				
提出書類	1 定款、寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに類する書類 2 指定管理業務に関する各年度の収支予算書及び事業計画書 3 団体の概要及び活動状況を記した書類 4 前各号に掲げるもののほか、養父市が必要と認める書類				
備 考					



(様式2)

指定管理者指定申請書にかかる誓約書

養父市氷ノ山国際スキー場にかかる指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日、誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4及び養父市競争入札参加資格停止措置要領の規程に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きをしている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者であること。
- 4 別途提出の納税証明書記載以外の、国税、県税、市税等の滞納がない者であること。

令和 6 年 2 月 6 日

養父市長 広瀬 栄 様

申請者 住 所 兵庫県養父市丹戸896番地2
名 称 株式会社 MEリゾート但馬

代表者氏名

一ノ本 智毅



(様式3)

団 体 概 要 書

団体の名称	株式会社 MEリゾート但馬		
代表者氏名	一ノ本 智毅		
本社等の主たる 事業所所在地	〒667-1124 兵庫県養父市丹戸896番地2 (TEL) 079-667-3320 (FAX) 079-667-3306		
設立年月日	平成 28年 10月 3日	構成員 の人数	125人
資本金 (法人の場合)	1,000 万円		
提携団体 (他団体と連携し て管理を行う場合 に記入すること)	該当なし		
特記事項	無		

※ 特記事項がある場合は記入してください。

第7期

事業報告

令和4年10月1日から

令和5年9月30日まで

株式会社 ME リゾート但馬

(様式4)

指定管理に関する事業計画書

団体の名称	株式会社 MEリゾート但馬
代表者氏名	一ノ本 智毅
所在地	兵庫県養父市丹戸896番地2
連絡先	(TEL) 079-667-3320 (FAX) 079-667-3306
	(E-mail) t.kurogoushi@me-resort.com
担当者氏名	事業部長 XXXXXXXXXX

- ※ 書類は様式番号順（資料はそれぞれの中）に綴り、2部提出してください。
- ※ 各項目の記載は、基本的に様式内に収まるようにしてください。様式内に記載しきれない場合は、同じ様式（A4）で枚数を増やしてください。
- ※ 別資料を添付する場合は、様式記載の本文中に別添資料があることを明記したうえで、添付資料にも、どの項目に該当する資料であるか明記してください。

1 基本的な考え方

(1) 申請に至った経緯・動機について

養父市に本店を置く株式会社マックアースの関連会社としてスノーリゾート事業を全国で展開しており、培ってきたノウハウを当地で少しでも役立てることができたらと考え申請致しました。

弊社では「持続可能な中山間地域を創造する」をミッションの一つとしております。新たに兵庫県からの指定を受け運営している長寿の郷や嬉野台生涯教育センター、また城崎温泉旅館の緑風閣など、関連会社を合わせ全国に展開するスキー場・ホテル・ゴルフ場・キャンプ場等の運営を通して、自然資源を活かした地域の活性化を目指します。

全国500カ所とも言われるスキー場の一つひとつは、雇用の受け皿であったり、豪雪地帯山間村の冬季唯一の産業であったりと、地域振興における重要な使命を担っています。それが出来るのはスキー場の他に適切な業態は存在しないのもまた事実です。つまり、営業努力の余地のあるスキー場や地域住民に愛されるスキー場は続けることこそが社会的利益であり地域振興であると私達は確信しています。

具体的な地域振興といたしまして、冬期間の雇用の創出。地元農産物、加工品の利用。来場者による宿泊施設、道の駅、温泉施設等の利用。地元からの食材、商品、燃料等の仕入れ。修理、修繕工事等の地元業者への発注等々、多くの事柄で貢献できるものと考えます。

(2) 安定経営のコンセプトについて

- ①利用者本位の立場に立ち、サービスの向上に努め、心からのホスピタリティをもってお客様に満足していただけるスキー場にします。
- ②規則正しい職場にします。
- ③索道事業、レンタル事業、飲食事業、スキー・スノーボード教室など総合的なスノーリゾート事業を展開し収益を得るとともに、得た収益を利用者に還元し、更なるスキー場の魅力アップに努めます。
- ④弊社ではマックアースグループスキー場による索道管理基準の統一的運用を行い、メンテナンスコストの削減を図るとともに、調達チャネルの多様化等を絶えず模索しております。長期的なメンテナンスコストの削減は十分可能と考えております。
- ⑤顧客ターゲットの明確化、ターゲットに対応したゲレンデの魅力作り等、思い切った営業施策、効果的な広告宣伝により、入込み及び売上増加を目指します。
- ⑥氷ノ山国際スキー場は、SAJ公認コースを取得し、各種競技会を誘致し、その分野においては、不動の地位を確立しておりますことから、更に私どもマックアースグループの運営ノウハウとの融合により、一層の経営安定化を図れるものと考えております。
- ⑦グループメリットを活かした共同購買を実施する事により、仕入コストを削減致します。

(3) 環境への配慮について

兵庫県の屋根と呼ばれる氷ノ山の中腹から麓にかけて広がるスキー場であり、多くの人々が自然とのふれあいや心の癒しを求めて森林レクリエーションを楽しむ場所でもあります。このような貴重な自然資源を守り育てながらスノーリゾート事業を展開したいと考えます。

- ① ゴミの分別収集、廃棄物を適正に処理致します。
- ② レンタル棟を新築する際は自然環境に調和した物を設置致します。
- ③ シーズン終了時には、従業員全員でクリーン活動（ゴミ拾い等）を実施致します。

(4) その他

弊社の経営ノウハウを駆使し、効果的・効率的な経営に努めます。

2 事業計画

(1) 雇用の確保について

※1 提案の具体的内容

原則、現在の人員数を確保し、レンタル事業、スキー教室事業、食堂事業の展開、キッズパーク事業の展開等、必要な有資格人材をグループから派遣、又は雇用致します。尚、新規雇用は地元の人材を優先（80%以上）致します。人材の汎用化、繁忙期における人員配置の見直し等による効率化を図ります。

※2 提案内容に対する予算額及び根拠
別紙、様式4-4及び様式5参照

※3 提案内容に対する効果
地元人材の新規雇用及び育成

(2) 地域貢献について

※1 提案の具体的内容

雇用は地元採用を優先致します。地域活性化に繋がる施策については協力を惜しまず、地域振興の視点から運営にあたることを基本と致します。

これまで地元の組織「逆水地区開発促進協議会」と一緒に開催されている「スノーフェスティバル」の継続開催や、市内の学校のご利用に対しての優遇対応も進めて参りたいと考えています。

食堂、売店の仕入れは、積極的に地元の物を選定し、特色のある物を提供致します。市民向け各種料金設定の見直し継続をする事や、市内イベント等で優待券や格安割引券を配布する事により、市民利用者5,000人以上を見込みます。

宿泊プラン料金の見直しを継続することにより、1,000人以上の集客を見込みます。

近隣施設の長寿の郷やマリOTTホテルとの相互利用施策、連携協力する事により、1,000人以上の集客を見込みます。

但馬内の大手企業とのタイアップにより、ファミリー層の集客を見込みます。

市内の小・中・高校生と教職員の希望者へシーズン券を無料配布致します。また、市内の小・中学生の保護者へ割引価格にてシーズン券を発行致します。

※2 提案内容に対する予算額及び根拠
別紙 様式4-4参照

※3 提案内容に対する効果

地元食材、商材のPR

近隣施設とのタイアップによる、養父市内の観光振興に寄与致します。

(3)都市との交流について

※1 提案の具体的内容

グループメリットを活かした、積極的なPR活動を行い、当スキー場の認知度を高め、市外居住者へのシーズン券、早割券の拡販に努めます。

また参加しやすい各種イベントの企画運営、訴求効果のある企画商品を創造致します。

- ① 初心者対策として、ムービングベルトの設置
- ② 親子券（大人1日券1枚購入につき子供1人無料）の発行
- ③ キッズレッスン開校
- ④ 再来訪者向け割引券の配布
- ⑤ レディースデー（女性のリフト券無料）を毎週水曜日に実施
- ⑥ 学割料金設定
- ⑦ グループ内におけるシーズン券の相互利用メリットの活用
- ⑧ 上級者向けエリアとして、非圧雪ゾーンを設置
- ⑨ ファミリー（子供）向けエリアとして雪遊び広場の設置
- ⑩ 関西唯一のポールトレーニング専用バーンを設置（レースセンター）
- ⑪ 養父市民のリフト1日券割引の実施
- ⑫ 明石市のリフト1日券市民割引の実施
- ⑬ 若者応援企画として、19歳リフト1日券無料、20～22歳リフト1日券半額の実施（登録必要）

※2 提案内容に対する予算額及び根拠

別紙 様式4-4参照

※3 提案内容に対する効果

広告宣伝費を最大限活用し、都市住民への訴求力を高めます。

上記施策を活用する事により、施設利用者30,000人以上を見込みます。

3 管理業務

(1) 人員体制等について (様式5参照)

現在の職員を引き継ぎたいと考えます。

レンタル事業、食堂事業、スキー・スノーボード教室事業については、地元優先で雇用致します。

(2) 安全確保について

※ 安全面・衛生面等への配慮

・索道施設の維持管理、安全対策

安全統括管理者、索道技術管理者が中心となって、施設の保守点検や安全運行のための行動指針、運営規定を整備します。維持管理においては、社内整備基準の徹底を図ることにより、施設寿命の長期化を図ります。また社員間でのインシデント事例等の情報共有を定期的に行い、事故を未然に防ぐ体制を整えます。

スキーシーズン前に、臨時雇用者を対象に社内研修会を実施致します。また、索道2次研修会にも積極的に参加いたします。

国土交通省が開催する各種研修会等へ積極的に参加致します。

グループ内において、内部監査を実施致します。

・その他全般の緊急時の管理体制

防犯、防災の予防と緊急時対応組織体制を作ります。

その他危機管理マニュアルを策定し、事故、災害の未然防止と、発生時の被害を最小限に止める措置をとります。

・衛生管理

食品衛生管理者を配置し、食堂における衛生管理に努めます。

日々、自主衛生チェック表、手洗いチェック表、冷蔵・冷凍庫温度記録表により、衛生管理を行います。

スキーシーズン前に研修会を開催し、従事者全員で食品衛生について学びます。

(3) その他 (個人情報保護、セルフモニタリング等) について

・個人情報保護

当社では、個人情報の重要性を認識し、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、その取り扱いについて規定を定め、また、組織体制を整備し、個人情報の適切な保護に努めます。

・セルフモニタリング

「商品はホスピタリティ」の弊社理念のもと、ホスピタリティの心をもってお客様をお迎えします。

利用者サービス向上のためには、利用者の視点からの意見を把握する必要があります。インターネットによるアンケートの実施及び、アンケート用紙を設置し、用紙への記入を促す事で来訪者の声を把握していきます。設問には、接客や清潔さ等おもてなしについての項目と、施設についての感想、要望を記入して頂き、全量を回収するよう努めます。

またアンケートに限らず、スタッフが積極的に来訪者と会話をし、コミュニケーションの機会を多く持つように指導し、何気ない会話からもニーズを把握するようにします。その後、実施、改善、確認のサイクルにより改善点の定着化を図ります。

(様式4-4)

指定管理に関する業務の収支予算書

(令和6年8月1日～令和7年3月31日)

1 収入

(単位:円)

	収入額	備考
施設利用料	48,000,000	索道 44,000,000 駐車場 4,000,000
事業収入	22,600,000	レストラン 6,000,000 売店 3,000,000 レンタル 13,000,000 アクテビティ 600,000
その他収入	400,000	コインロッカー 他
合計	71,000,000	

2. 支出

(単位:円)

	運営経費	積算内訳
人件費	33,500,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
一般管理費	17,200,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
事業費	15,300,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
その他	5,500,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
合計	71,500,000	

※ 指定期間中の年度ごとに作成願います。なお、一覧表にすることは差し支えありません。

(様式4-5)

管理運営明細書

(令和6年8月1日～令和7年3月31日)

項目	内容等	金額	備考
人件費	社員人件費	8,500,000	正社員 5名
	アルバイト人件費	25,000,000	臨時職員 46名
一般管理費	修繕費	3,000,000	
	燃料費	2,200,000	
	水道光熱費	4,800,000	
	手数料	1,200,000	
	委託料	2,000,000	委託管理費
	通信運搬費	300,000	通信費、発送配達費
	リース費	150,000	
	租税公課	40,000	
	賃借料	2,800,000	
	負担金	600,000	保守管理費、会費・組合費
	旅費交通費	10,000	
	減価償却費	100,000	
事業費	消耗品費	4,200,000	備品消耗品費、レンタル遊具費
	料飲材料費	2,600,000	
	売店仕入費	2,000,000	
	保険料	850,000	
	ゲレンデ整備費	2,400,000	
	除雪費	250,000	
	広告宣伝費	3,000,000	広告宣伝費、販売促進費
その他	雑費	5,500,000	車両費、清掃費、クリーニング費 他
合計		71,500,000	

※ 内容等については、別紙に記載してもかまいません。

※ 指定期間中の管理運営明細書を作成してください。(年度別にご記入ください。)

※ 一般管理費…修繕費、光熱水費、賃借料、委託料など。

※ 事業費…イベントなどの事業費用(消耗品費、印刷製本費、保険料、報償費など。)

(様式4-4)

指定管理に関する業務の収支予算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 収入

(単位:円)

	収入額	備考
施設利用料	50,000,000	索道 45,000,000 駐車場 5,000,000
事業収入	24,500,000	レストラン 6,300,000 売店 3,600,000 レンタル 14,000,000 アクテビティ 600,000
その他収入	500,000	コインロッカー 他
合計	75,000,000	

2. 支出

(単位:円)

	運営経費	積算内訳
人件費	36,200,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
一般管理費	19,000,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
事業費	13,500,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
その他	5,800,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
合計	74,500,000	

※ 指定期間中の年度ごとに作成願います。なお、一覧表にすることは差し支えありません。

(様式4-5)

管理運営明細書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

項目	内容等	金額	備考
人件費	社員人件費	10,200,000	正社員 5名
	アルバイト人件費	26,000,000	臨時職員 46名
一般管理費	修繕費	3,100,000	
	燃料費	2,700,000	
	水道光熱費	5,300,000	
	手数料	1,400,000	
	委託料	2,000,000	委託管理費
	通信運搬費	400,000	通信費、発送配達費
	リース費	160,000	
	租税公課	180,000	
	賃借料	2,850,000	
	負担金	650,000	保守管理費、会費・組合費
	旅費交通費	10,000	
	減価償却費	250,000	
事業費	消耗品費	1,800,000	備品消耗品費、レンタル遊具費
	料飲材料費	2,600,000	
	売店仕入費	2,350,000	
	保険料	1,000,000	
	ゲレンデ整備費	2,400,000	
	除雪費	250,000	
	広告宣伝費	3,100,000	広告宣伝費、販売促進費
その他	雑費	5,800,000	車両費、清掃費、クリーニング費 他
合計		74,500,000	

※ 内容等については、別紙に記載してもかまいません。

※ 指定期間中の管理運営明細書を作成してください。(年度別にご記入ください。)

※ 一般管理費…修繕費、光熱水費、賃借料、委託料など。

※ 事業費…イベントなどの事業費用(消耗品費、印刷製本費、保険料、報償費など。)

(様式4-4)

指定管理に関する業務の収支予算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1 収入

(単位:円)

	収入額	備考
施設利用料	50,000,000	索道 45,000,000 駐車場 5,000,000
事業収入	24,500,000	レストラン 6,300,000 売店 3,600,000 レンタル 14,000,000 アクティビティ 600,000
その他収入	500,000	コインロッカー 他
合計	75,000,000	

2. 支出

(単位:円)

	運営経費	積算内訳
人件費	36,200,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
一般管理費	19,000,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
事業費	13,500,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
その他	5,800,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
合計	74,500,000	

※ 指定期間中の年度ごとに作成願います。なお、一覧表にすることは差し支えありません。

(様式4-5)

管理運営明細書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

項目	内容等	金額	備考
人件費	社員人件費	10,200,000	正社員 5名
	アルバイト人件費	26,000,000	臨時職員 46名
一般管理費	修繕費	3,100,000	
	燃料費	2,700,000	
	水道光熱費	5,300,000	
	手数料	1,400,000	
	委託料	2,000,000	委託管理費
	通信運搬費	400,000	通信費、発送配達費
	リース費	160,000	
	租税公課	180,000	
	賃借料	2,850,000	
	負担金	650,000	保守管理費、会費・組合費
	旅費交通費	10,000	
	減価償却費	250,000	
事業費	消耗品費	1,800,000	備品消耗品費、レンタル遊具費
	料飲材料費	2,600,000	
	売店仕入費	2,350,000	
	保険料	1,000,000	
	ゲレンデ整備費	2,400,000	
	除雪費	250,000	
	広告宣伝費	3,100,000	広告宣伝費、販売促進費
その他	雑費	5,800,000	車両費、清掃費、クリーニング費 他
合計		74,500,000	

※ 内容等については、別紙に記載してもかまいません。

※ 指定期間中の管理運営明細書を作成してください。(年度別にご記入ください。)

※ 一般管理費…修繕費、光熱水費、賃借料、委託料など。

※ 事業費…イベントなどの事業費用(消耗品費、印刷製本費、保険料、報償費など。)

(様式4-4)

指定管理に関する業務の収支予算書

(令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 7 月 3 1 日)

1 収入

(単位：円)

	収入額	備考
施設利用料	0	索道 駐車場
事業収入	60,000	レストラン 0 売店 60,000 レンタル 0 アクティビティ 0
その他収入	0	コインロッカー 他
合 計	60,000	

2. 支出

(単位：円)

	運営経費	積算内訳
人件費	2,980,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
一般管理費	1,560,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
事業費	387,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
その他	196,000	(様式4-5 管理運営明細書に記載)
合 計	5,123,000	

※ 指定期間中の年度ごとに作成願います。なお、一覧表にすることは差し支えありません。

(様式4-5)

管理運営明細書

(令和9年4月1日～令和9年7月31日)

項目	内容等	金額	備考
人件費	社員人件費	1,680,000	正社員 5名
	アルバイト人件費	1,300,000	臨時職員 46名
一般管理費	修繕費	92,000	
	燃料費	253,000	
	水道光熱費	526,000	
	手数料	115,000	
	委託料	0	委託管理費
	通信運搬費	120,000	通信費、発送配達費
	リース費	62,000	
	租税公課	140,000	
	賃借料	62,000	
	負担金	46,000	保守管理費、会費・組合費
	旅費交通費	4,000	
	減価償却費	140,000	
事業費	消耗品費	35,000	備品消耗品費、レンタル遊具費
	料飲材料費	78,000	
	売店仕入費	38,000	
	保険料	236,000	
	ゲレンデ整備費	0	
	除雪費	0	
	広告宣伝費	0	広告宣伝費、販売促進費
その他	雑費	196,000	車両費、清掃費、クリーニング費 他
合計		5,123,000	

※ 内容等については、別紙に記載してもかまいません。

※ 指定期間中の管理運営明細書を作成してください。(年度別にご記入ください。)

※ 一般管理費…修繕費、光熱水費、賃借料、委託料など。

※ 事業費…イベントなどの事業費用(消耗品費、印刷製本費、保険料、報償費など。)

(様式5)

職員・従業員配置調書

職員・従業者数

職 種 等		人 数	職 種 等		人 数
正 規	事業部長 兼 支配人	1	臨 時 ・ パ ー ト ・ 派 遣 等	索道	30
	索道技術管理者	1		駐車場・除雪	4
	索道技術管理者補佐	1		レストラン	4
	経理総務	1		レンタル	4
	営業企画	1		出札	2
				除雪	2
	合 計	5名		合 計	46名
総 合 計					51名

資格者名簿

氏 名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日
大島 健二	索道安全統括管理者	国土交通省		
杉本 光生	索道技術管理者	国土交通省		平成28年12月15日
中尾 博之	危険物取扱者	兵庫県知事	03718	平成18年12月15日
近藤 勝利	調理師免許証	兵庫県知事	第124827号	平成10年10月9日
杉本 光生	防火管理責任者	日本防火・防災協会	S1535057	平成27年9月3日
西村 憲太	索道技術管理者補佐			

- ※ 配置（予定者含む）職員・従業員を記入してください。
- ※ 施設管理に関する有資格者を記入してください。
- ※ 資格を証明するものの写しを添付してください。

(様式6)

個人情報保護や情報公開の取扱

(1) 個人情報の取扱いについて

○	規定に基づいて行っている	(具体的な取組み状況) 社会的責任を果たすための行動規範として制定した企業行動憲章において法令遵守の重要性を明確にし、コンプライアンスマニュアルの作成やコンプライアンス委員会の運営を通じて、実践に努めています。
	約束事として行っている	
	検討中である	(当該業務に関わっての考え) 1. 個人情報保護のため、スタッフ全員に機密保持誓約書を提出させ、徹底します。 2. 施設利用申込書や利用者アンケート等は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。 3. 取扱責任者を明確にし、漏えい・滅失・棄損・改ざんなどを防止するため個人情報の取扱い及び保管方法については、全従業員が理解し、実行できるよう研修を行います。
	今後検討予定である	
	特に何もしない	

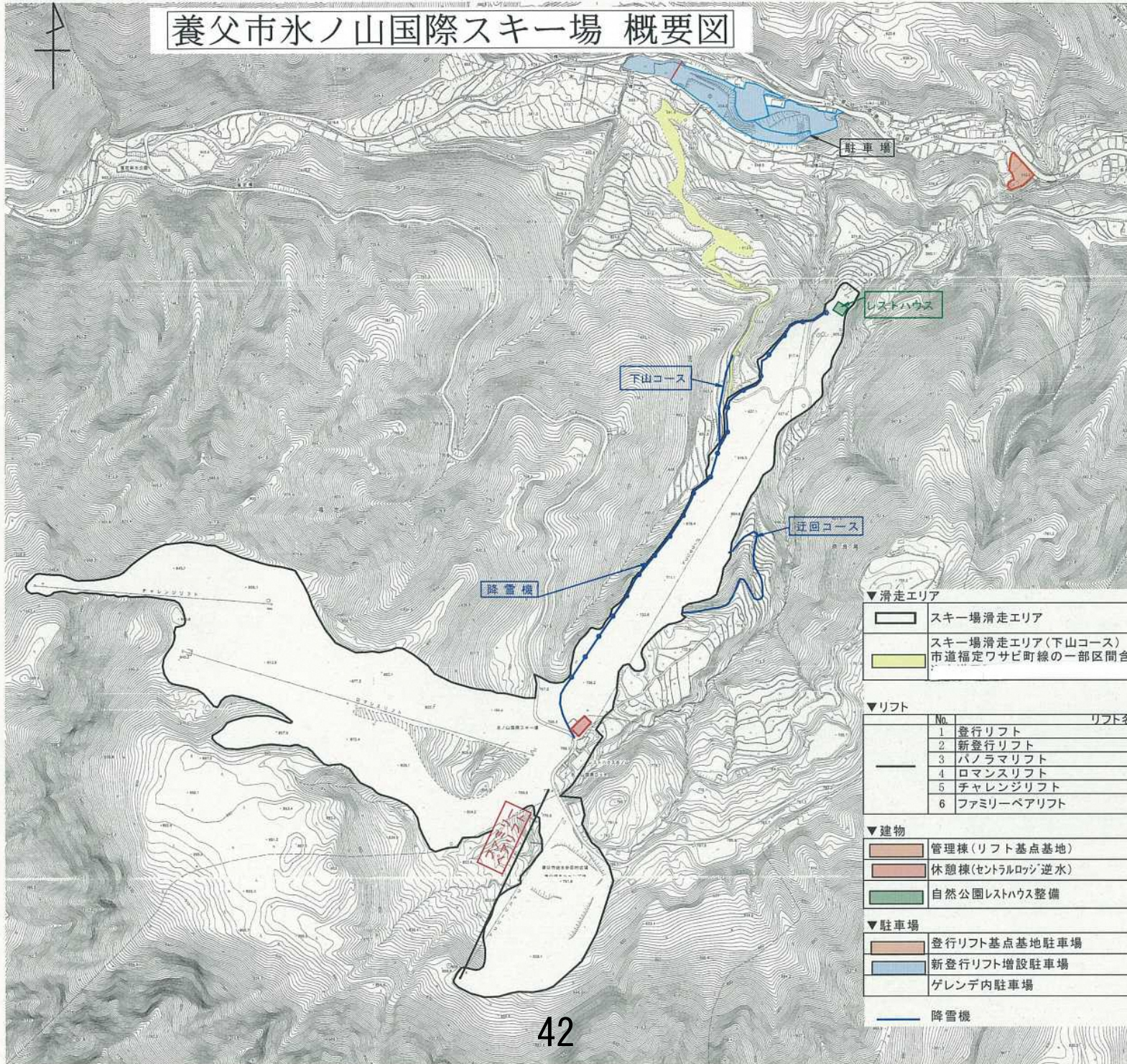
(2) 情報公開体制について

○	規定に基づいて行っている	(具体的な取組み状況) 請求のあった事案に対し、担当部署と協議の上、個人情報の保護に留意しながら、可能な限り情報を開示し、説明責任を果たします。
	約束事として行っている	
	検討中である	(当該業務に関わっての考え) 請求のあった事案に対し、養父市の担当部署・弊社の担当部署と協議の上、個人情報の保護に留意しながら、可能な限り情報を開示し、説明責任を果たしたいと考えます。
	今後検討予定である	
	特に何もしない	

※ 該当する項目に○を記入し、具体的な取組みや考えを記入してください。
また、規定などの資料があれば添付してください。

養父市氷ノ山国際スキー場 概要図

縮尺：NonS



▼滑走エリア

	スキー場滑走エリア
	スキー場滑走エリア(下山コース) 市道福定ワサビ町線の一部区間含む

▼リフト

No.	リフト名
1	登行リフト
2	新登行リフト
3	パノラマリフト
4	ロマンスリフト
5	チャレンジリフト
6	ファミリーベアリフト

▼建物

	管理棟(リフト基点基地)
	休憩棟(セントラルロッジ)逆水
	自然公園レストハウス整備

▼駐車場

	登行リフト基点基地駐車場
	新登行リフト増設駐車場
	ゲレンデ内駐車場

降雪機